改正

平成24年1月16日 令和元年10月1日

中津川市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

- 第1条 この要領は、中津川市が発注する建設工事のうち大規模であって技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。(用語の定義)
- **第2条** この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 土木構造物 ダム、橋梁、トンネル、せき、下水道、排水機場等をいう。
 - (2) 建築物 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1項第1号に定めるもの (建築設備を除く。) をいう。
 - (3) 設備 建築基準法第2条第1項第3号に定める建築設備その他これらに類するものをいう。
 - (4) 前各号に掲げる施設以外の施設 前各号に掲げる施設を除くものをいう。 (対象工事)
- 第3条 共同企業体を活用できる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる施設に係る工事のうち、原則として、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事並びに優良な中小企業者の経営力及び施工力の強化を図るために必要と認められる工事であって、かつ当該工事の設計金額が次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額以上のものとする。
 - (1) 土木構造物 3億円
 - (2) 建築物 3億円
 - (3) 設備 1億円
 - (4) 前各号に掲げる施設以外の施設 1億円
- 2 前項各号に掲げる施設に係る工事で、当該工事の設計金額が前各号に掲げる金額の2分の 1を超え、かつ、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を図るため技術力 等を特に結集する必要があると認められるものについては、対象工事とすることができるも のとする。
- 3 前2項の対象工事は、工事ごとに中津川市業者指名審査委員会設置要綱(平成12年3月12 日決裁)第1条に規定する中津川市業者指名審査委員会(以下「指名審査委員会」とい う。)に諮って決定する。

(構成員の要件等)

- 第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。
- 2 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。
 - (1) 発注する工事に対応する業種について、中津川市入札参加資格者名簿に登録された建設業者(以下「有資格業者」という。)であること。
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表に規定する許可業種のうち発注する工事に対

応する業種について、許可を受けて3年以上営業していること。

- (3) 建設業法別表に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- 3 共同企業体は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - (1) 共同企業体の構成員のいずれかが当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (2) 出資比率

共同企業体による施工は共同施工方式とし、構成員の出資比率は、(ア)又は(イ)に 掲げる構成員数に応じ、(ア)又は(イ)に定める割合を下回ってはならないこと。

- (ア) 2社の場合 30%
- (イ) 3社の場合 20%
- (3) 代表構成員の要件

共同企業体の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その 出資比率は、構成員のうち最大であること。

(結成方法)

- 第5条 共同企業体の結成は、自主結成とする。
- 2 1業者は、2以上の共同企業体に参加できないものとする。 (資格審査等)
- 第6条 第3条第3項の規定により対象工事に決定された場合には、あらかじめ、その旨及び 次の各号に掲げる事項を公告するものとする。
 - (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事の概要
 - (4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)の受付期間及び受付場所
 - (5) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の添付書類
 - (ア) 特定建設工事共同企業体構成員表 (様式第2号)
 - (イ) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第3号)
 - (ウ) 同種・類似工事の施工実績(工事が完成し、引渡しが完了しているものに限る。 様式第4号)
 - (エ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験(工事が完成し、引渡しが完了しているものに限る。様式第5号)
 - (オ) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査結果通知書の写し
 - (カ) 委任状(共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合)
 - (キ) 委任状 (構成員から代表構成員への権限委任)
 - (6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件、出資比率要件及び代表者要件
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 共同企業体に参加を希望する有資格者は、前項の公告によって定められたところにより、 資格審査を様式第1号により申請しなければならない。
- 3 指名審査委員会は、前項の規定により申請を行った共同企業体について、提出された書類に基づき資格審査を行い、共同企業体の認定を行うものとする。

(資格認定通知)

第7条 前条第3項の規定による資格審査の結果は、代表構成員にその旨通知するものとする。

(資格の有効期間)

第8条 共同企業体としての有効期間は、前条の規定による資格認定通知をした日から、入札の結果落札した共同企業体については、当該工事が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体については、落札者が契約を締結するまでとする。

(契約締結後の提出書類)

- 第9条 契約を締結した共同企業体は、当該契約締結後速やかに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 運営委員会規則
 - (2) 職員編成表
 - (3) 使用機械器具の調達計画
 - (4) その他市長が必要と認めた書類

(委任)

第10条 この要領の適用に関し、必要な事項は指名審査委員会に諮って定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取り扱いについては、なお従前の例 による。

附則

この要領は、平成24年1月16日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

Ħ	神川	長	様				年	月	Ħ
共同	可企業位	本の名称			特;	定建計	5工事:	共同企	業体
代	表	住	所						
構成	員	商号又は名	称						
		代表者氏	名						티
構成	員	住	所						
		商号又は名	称						
		代表者氏	名						티
構成	員	住	所						
		商号又は名	称						
		代表者氏	名						印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため特定建設工事共同企業 体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請 します。なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ない事を誓約 します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

特定建設工事共同企業体構成員表

共同企業体名:	特定建設工事共同企業体
7 (19) 11 275 (4:11 ·	11/22/2012/2013/2014/19

構成区分	商号又は名称、代表者氏名 所 在 地 及 び 電 話 番 号	建設業の許可区分						
	所 在 地	許可区分 大臣・知事・般・特						
代表	商号又は 名 称	許可番号 第 号						
構成員	代表者氏名	許可業種						
	T E L() -							
	F A X () -	許可日 年 月 日						
	所 在 地	許可区分 大臣・知事・般・特						
	商号又は 名 称	許可番号 第 号						
構成員	代表者氏名	許可業種						
	T E L () -							
	F A X () -	許可日 年 月 日						
	所 在 地	許可区分 大臣・知事・般・特						
	商号又は 名 称	許可番号 第 号						
構成員	 代表者氏名 	許可業種						
	T E L() -							
	F A X () —	許可日 年 月 日						

			/ m/c/
		特定建設工事共同企業体協定書	
	(目的)		
第	1条 当共同企業体	は、次の事業を共同連帯して営むことを	目的とする。
(1) 中津川市発注	に係る工事(当該工事内容の変更に伴
	う工事を含む。.	以下、単に「建設工事」という。)の請負	Ĩ.
(2) 前号に付帯す	る事業	
	(名称)		
第2	2条 当共同企業体	は、特定建設工事共同企	業体(以下「当企業体」
Ş	という。)と称する。		
	(事務所の所在地)		
第(3条 当企業体は、	事務所をに置く。	
	(成立の時期及び解		
			工事の請負契約の履行後
	– . – . – .	での間は、解散することができない。	
		うことができなかったときは、当企業体	
ı	5ず、当該工事に係	る請負契約が締結された日に解散するも	のとする。
	/供げ号の分散基準	A 141	
33 /	(構成員の住所及び: = 名 当今業はの様!		
纬:		成員は、次のとおりとする。	
	住所		
	商号又は名称 代 表 者 氏 名		
	八次有兵有		
	住 所		
	西号又は名称		
	代表者氏名		
	LAM BAND		
	住 所		
	商号又は名称		
	代表者氏名		

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注 者及び監督官庁等と折衝する権限及び自己の名義を持って請負代金(前払金及び部分 払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するもの とする。

	C 7 % o
	(構成員の出資の割合) 8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について 発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとす る。
	金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。
	(運営委員会)
-	9条 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるも のとする。
	(構成員の責任) 10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとす る。
	(取引金融機関) 11条 当企業体の取引金融機関は、とし、代表構成員の名義により設けら れた別口預金口座によって取引するものとする。
第	(決算) 12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。
	(利益金の配当の割合) 13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利 益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠

損金を負担するものとする。

(権利業務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利業務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定に脱退したものがある場合においては、 残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。 ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員 が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、 前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各 構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_	_通を作成し、各通に構成員が記名捺
印し、各自所持するものとする。	

年 月 日

代表 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名 即

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名 印

住 所

構成員 商号又は名称

代表者氏名 印

同種・類似工事の施工実績

共同	企業化	体名	: .	
会	紸	名:	:	

項				目						<u>N</u> o.	
	エ	Ę	F	名							
エ	発	注	杜	名							
事	施	エ	場	所							
名 称	契	約	金	客頁							
等	エ			期	年	月	日~	年	月	目	
	受	注	形	態	・単体			·JV	(出)		%)
	構			造							
工事	規			模							
諸元等	基	礎	形	式							
	施	エ	条	件							
技	術的	特	記事	項							
* _	·····································	己載(DIZ₹	事請力	負契約書の	写しを	添付する	٥ ځ ت			

配置予定技術者等の資格及び工事経験

共同企業体名:		特定建設工事共	同企業体
---------	--	---------	------

X		分			現	場	代	理	人					
氏		名												
所	属 会 社	名												
最	終学	歷								年		月	卒業	
	令等によ 許													
	工 事	名												
	発注者	名												
エ	施工場	所												
*	契約金	額												
事	工事規	模								延べ	面積	ŧ	m	2
経	構	造												
験	エ	期	年	月	日~	J		4	Ŧ	月	Ħ			
	*竣工時 *法令等							ه 4						

区		分			主	任	技	術	者					
氏		名												
所	属 会 社	名												
最	終学	歴								年	,	月	卒業	
	令等によ 許	る等												
	工事	名												
	発注者	名												
エ	施工場	所												
事	契約金	額												
学 	工事規	模								延べ	面積		m²	
経	構	造												
験	エ	期	年	月	日~	~		ź	¥	月	日			
	*竣工時 *法令等							<u>-</u>						

区		分			監	理	技	術	者				
坻		名											
所	属会社。	名											
最	終学。	歷								年	月	Z	業本
	令等によ 許	る等											
	工事	名											
	発注者	名											
エ	施工場	所											
事	契約金	額											
尹	工事規	模								延べ	面積		m²
経	構	造											
験	H :	期	年	月	日个	~		ź	Ĕ.	月	目		
	*竣工時 *法令等							<u>-</u> 0					

委 任 状

私は、		工事について、
	を代理人と定め、	次の権限を委
任します。		

記

- 1 建設工事共同企業体の結成に関する件
- 2 入札又は見積りに関する件
- 3 工事請負契約の締結並びに工事の施工に関する件
- 4 工事請負代金額の請求及び受領に関する件
- 5 副代理人選任に関する件
- 6 その他前各号に付帯する一切の件

年 月 日

委任者 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

受任者 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

中津川市長 様

委 任 状(構成員から代表構成員への権限委任)

利	Lは、		_工事について
		_を代理人と定め、	次の権限を書
任〔	ンます。		
	記		
1	建設工事共同企業体の結成に関する件		
2	入札又は見積りに関する件		
3	工事請負契約の締結並びに工事の施工に関する件		
4	工事請負代金額の請求及び受領に関する件		
5	副代理人選任に関する件		
6	その他前各号に付帯する一切の件		
	年 月 日		
	委任者 (構成員)		
	所 在 地		
	商号又は名称		
	代表者氏名		印
	委任者(構成員)		
	所 在 地		
	商号又は名称		
	代表者氏名		印
	受任者 (代表構成員)		
	所 在 地		
	商号又は名称		
	代表者氏名		티크

樣

中津川市長